

岩手県告示第185号

漁業災害補償法第104条第1号に掲げる漁業に係る一定の水域及び区域（平成18年岩手県告示第423号）の一部を次のように改正する。

令和元年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前 | | 改正後 | |
|--------------------|---|------------|--|
| 3 あわびをとる漁業 | | 3 あわびをとる漁業 | |
| 加入区の名称 | 水域及び区域 | 加入区の名称 | 水域及び区域 |
| [略] | | [略] | |
| 鵜片浦加入区 | (水域) 一共第202号漁業権及び一共第203号漁業権の漁場の区域 (区域) 釜石市片岸町及び鵜住居町第 <u>20地割</u> から <u>第23地割</u> までの区域 | 鵜片浦加入区 | (水域) 一共第202号漁業権及び一共第203号漁業権の漁場の区域 (区域) 釜石市片岸町及び鵜住居町第 <u>6地割</u> から <u>第29地割</u> までの区域 |
| [略] | | [略] | |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。 | | | |